

届出受理医療機関一覧表

処理年月日

[令和 8年 7月 2日 から 令和 8年 7月 8日 歯科]

令和 8年 7月 8日作成 1 頁

医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受 理 内 容
01,3429,2	こどもとおとなの歯科クリニック	〒319-0317 水戸市内原二丁目1番地 イオンモール水戸内原1階		歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） （歯外在ベⅠ）第869号 算定開始年月日：令和 8年 7月 1日
06,3069,5	小野歯科医院	〒308-0051 筑西市岡芹下田2159-3		歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） （歯外在ベⅠ）第868号 算定開始年月日：令和 8年 7月 1日
06,3133,9	医療法人社団酒寄歯科医院	〒300-4513 筑西市中根519番地		初診料（歯科）の注Ⅰに掲げる基準 （歯初診）第1677号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 歯科外来診療医療安全対策加算1 （外安全1）第989号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 歯科外来診療感染対策加算1 （外感染1）第1036号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 小児口腔機能管理料の注5に規定する口腔管理体制強化加算 （口管強）第444号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 歯科訪問診療料の注16に規定する基準 （歯訪問）第1034号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 口腔粘膜処置 （口腔粘膜）第590号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 う蝕歯無痛的窩洞形成加算 （う蝕無痛）第241号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー （歯CAD）第1602号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 歯周組織再生誘導手術 （GTR）第217号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 レーザー機器加算 （手光機）第567号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 クラウン・ブリッジ維持管理料 （補管）第2674号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日
12,3052,9	小澤歯科医院	〒313-0125 常陸太田市大里町3499-1		初診料（歯科）の注Ⅰに掲げる基準 （歯初診）第1678号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 口腔粘膜処置 （口腔粘膜）第591号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー （歯CAD）第1603号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 レーザー機器加算 （手光機）第568号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 クラウン・ブリッジ維持管理料 （補管）第2675号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日
16,3065,2	あさひ歯科クリニック	〒309-1717 笠間市旭町91番地7		歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） （歯外在ベⅠ）第870号 算定開始年月日：令和 8年 7月 1日
18,3041,9	加藤歯科医院	〒306-0631 坂東市岩井4678-1		歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5 （歯外在ベⅠ注）第530号 算定開始年月日：令和 8年 7月 1日

届出受理医療機関一覧表

処理年月日
[令和 8年 7月 2日 から 令和 8年 7月 8日 歯科]

令和 8年 7月 8日作成 2 頁

医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受 理 内 容
26,3036,2	山口歯科医院	〒319-2105 那珂市古徳 2 3 6 5 - 3		歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5 （歯外在ベⅠ注）第529号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日
27,3029,5	蛭原歯科医院	〒300-0511 稲敷市高田 2 8 1 9 番地 1		初診料（歯科）の注Ⅰに掲げる基準 （歯初診）第1679号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 歯科外来診療医療安全対策加算 1 （外安全 1）第990号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 歯科外来診療感染対策加算 1 （外感染 1）第1037号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 歯科治療時医療管理料 （医管）第684号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 小児口腔機能管理料の注 5 に規定する口腔管理体制強化加算 （口管強）第445号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 在宅療養支援歯科診療所 1 （歯援診 1）第78号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 在宅患者歯科治療時医療管理料 （在歯管）第184号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 歯科訪問診療料の注16に規定する基準 （歯訪診）第1035号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 歯科技工士連携加算 1 （歯技連 1）第350号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 C A D／C A M冠及びC A D／C A Mインレー （歯C A D）第1604号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 クラウン・ブリッジ維持管理料 （補管）第2676号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日
38,3147,2	阿見おおば歯科	〒300-0332 稲敷郡阿見町中央 5 丁目 2 - 3 1		初診料（歯科）の注Ⅰに掲げる基準 （歯初診）第1676号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 歯科外来診療医療安全対策加算 1 （外安全 1）第988号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 歯科外来診療感染対策加算 1 （外感染 1）第1035号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 歯科治療時医療管理料 （医管）第683号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 歯科訪問診療料の注16に規定する基準 （歯訪診）第1033号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 歯科口腔リハビリテーション料 2 （歯リハ 2）第130号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 C A D／C A M冠及びC A D／C A Mインレー （歯C A D）第1601号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日 クラウン・ブリッジ維持管理料 （補管）第2673号 算定開始年月日：令和 8年 6月 1日